

利用規則



ホテル阪急インターナショナルはお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条にもとづいて、次のとおり利用規則を定めておりますのでお守りください。この規則で定められた事項をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ第18条により責任をおとりいただきこともございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

● 1. 安全と保安上お守りいただきたいことについて

- 1) 客室内で暖房用、炊事用などの火気をご使用にならないでください。
- 2) 火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はなさらないでください。
- 3) 花火、線香、ロウソク類、火災の原因となるような物品をご使用にならないでください。
- 4) 客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に掲示しておりますのでご確認ください。
- 5) ご滞在中お部屋から出られる際は、施錠をご確認ください。
- 6) ご滞在中、ドアがノックされた場合はドアチェーンを掛けたまま開扉するか、ドアスコープでご確認ください。万一不審者と思われる場合はフロントデスクにご連絡ください。
- 7) ご訪問者とのご面会は2階ロビーおよびライブラリーでお願いいたします。

● 2. 貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

- 1) ご滞在中の現金、貴重品はフロントデスクに備え付けの貸金庫をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 2) お忘れ物、遺失物の処置は法令にもとづいてお取り扱いさせていただきます。
- 3) お預かり物の保管期間は、原則として下記の通りお取り扱いさせていただきます。

フロントデスクでのお預かり物	7日
お預かりのお洗濯物	1か月

● 3. お支払いについて

- 1) 原則として、ご到着の際宿泊料金等を申し受けますのでご了承ください。
- 2) ご滞在中フロントデスクから勘定書の提出がございましたら、その都度お支払いください。
- 3) 小切手によるお支払い並びに両替はお受けできませんのでご了承ください。
- 4) ホテル内のレストラン、バーのご利用に際し、会計伝票にご署名される場合は、お部屋の鍵を係員にご提示ください。
- 5) ホテル直営でない飲食店物販店等での飲食代、お買い物代、および航空券、列車、遊覧バスなどの切符代、タクシー代、郵便切手代などのお立替えはできませんのでご了承ください。
- 6) 当ホテルが、お客様の依頼で代行する航空券、列車、遊覧バスなどの切符代、お荷物発送代などについては、その都度現金を申し受けます。

● 4. ホテル内その他のお客様に迷惑をかけるので、おやめいただきたい行為

- 1) ホテル内への下記の物品のお持ち込み
 1. 犬、猫、小鳥その他の愛玩物（補助犬は除く）
 2. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品
 3. 悪臭を発するもの
 4. その他法令で所持を禁じられているもの
- 2) 火災報知器、スプリンクラー、煙感知器、消火栓、その他火災予防に関する諸設備を、必要な時以外に使用したりいたずらすること
- 3) ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、または他のお客様の迷惑になったり、嫌悪感を与えるような行為
- 4) 客室やロビーでの営業行為または事務所など、宿泊以外の目的にご使用になること
- 5) ホテル内で広告、宣伝物を配布、貼付したり、物品の販売等を行うこと
- 6) ホテル内の備品を所定の場所から移動したり、用途以外に現状を著しく変更してご使用になること
- 7) 諸設備、諸物品をホテルの外へ持ち出すこと
- 8) ホテルの外観を損なうようなものを窓に掛けたり、窓側に陳列すること
- 9) 寝間着、スリッパ等で廊下、ロビー、レストラン等、客室以外の諸施設にお出かけになること
- 10) 廊下やロビーなどに所持品を放置すること

● 5. その他

- 1) 未成年のみのご宿泊は特に保護者の許可がない限りお断りいたします。
- 2) 不可抗力以外の事由により建造物、備品その他ホテルの物品を損傷、汚染あるいは紛失させた場合相当額の弁償をしていただくことがあります。
- 3) 客室内から電話をご利用の際は、施設利用料を加算させていただきます。
- 4) 誠に勝手ながら、25階のスペシャリティレストラン「マルメゾン」では、ディナータイムにおいて上着のご着用をお願いしております。
- 5) 当ホテルが所属しているビルに設置されている駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任を負うものではありませんので、ご承知おきください。
- 6) 次のいずれかに該当すると認められる個人または団体のお客様は、当ホテルの諸施設のご利用をお断りいたします。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する方
 - エ 当ホテル、従業員または他の宿泊客その他の第三者に対し、暴力、威迫、恐喝若しくは威圧的な不当要求を行い、若しくは合理的な範囲を超える要求を行った方又は過去に同様の行為を行った方

以上